

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

「食」は、命の源であり、私たち人間が生きるために欠かせないものです。

また、食は食べる行為そのものだけではなく、家庭や地域、生産者など多くの人や物が密接に関わり合いながら成り立っています。

そのため、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活の実践を図ること、すなわち「食育」により、おいしく楽しく食べることやそれを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要となります。

国では、食育に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的に、平成17年6月に「食育基本法」を、平成18年3月には「食育推進基本計画」を定め、食育を国民運動の一環として推進しています。

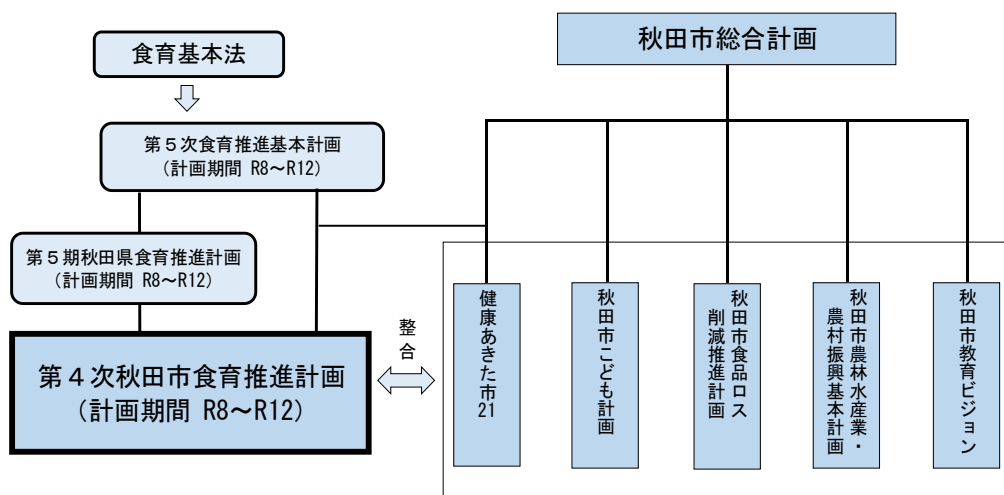
このような動向を踏まえ、本市では、平成24年3月に「元気なあきたは食事から」を基本理念とする「秋田市食育推進計画」を策定しました。その後、平成28年3月には「第2次秋田市食育推進計画」、令和3年3月には「第3次秋田市食育推進計画」（以下「第3次計画」という。）を策定し、家庭や地域、教育・保育施設、小・中学校、生産者等と連携して食育の推進に取り組んできました。

この第3次計画の計画期間が令和7年度末で終了することから、これまでの取組の成果や課題、国の動向等を踏まえ、本市における今後の食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第4次秋田市食育推進計画」（以下「第4次計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」であり、国の「食育推進基本計画」、および県の「秋田県食育推進計画」を基本としつつ、元気な秋田市づくりに向けた食育の推進にあたっての基本的な考え方や望ましい行動を取りまとめたものです。

また、「秋田市総合計画」の個別計画として位置付けるとともに、本市関連計画との整合性を図ります。



3 基本理念

本市では、市民一人ひとりが生き生きと暮らすために、食に関する知識を身に付け、子ども（乳幼児期を含む）から高齢者まで、生涯にわたって健康な心と体をつくり、豊かな人間性をはぐくんでいけるよう、次のように基本理念を定め、食育の推進に取り組みます。

基本理念 **元気なあきたは食事から**
～食を通じて健康な心と体をはぐくもう～

4 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から12年度までの5年間とします。

なお、状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて、計画内容を見直すこととします。